

セーフティネット保証5号について

◆ 令和6年10月1日から、515種が指定となります

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴い、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資において、セーフティネット保証や機器関連保証の利用を要件としていることから、業種が限定されているセーフティネット保証5号について、令和6年7月1日から令和6年9月30日まで、548業種が指定されていましたが、令和6年10月1日から令和6年12月30日まで、515業種が指定となります。

※指定業種については、「3. 指定業種（令和6年10月1日から）」をご確認ください。

◆ 対象中小企業

以下のいずれかの要件を満たし、町長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- (イ) 津野町内で指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 津野町内で指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

◆ 認定に必要な書類

- 1、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書
- 2、売上高推移表（申請書の添付書類）
- 3、売上高等の減少を確認するための証拠書類
- 4、法人（個人）の实在が確認できる書類（例：法人謄本又は抄本、確定申告書等）
- 5、委任状（※ 第三者が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。）

※ 申請者住所の欄は、個人宅の住所ではなく対象事業所の所在地を記載してください。

※ 減少率の計算については、小数点第2位以下を切り捨てて表記してください。

※ 認定の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。

【お問い合わせ先】

津野町役場産業課（TEL 0889-55-2021）